

住民税非課税世帯等への臨時特別給付金

市では、住民税非課税世帯等に対して、1世帯あたり10万円を支給します。

支給対象世帯

①**住民税非課税世帯** 令和3年12月10日時点で函館市に住民登録があり、かつ世帯全員の令和3年度の住民税均等割が非課税である世帯

②**家計急変世帯** ①に該当しない世帯で、新型コロナウイルス感染症の影響で令和3年1月以降の収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当となった世帯

※ ①、②ともに住民税が課税されている方の扶養親族等のみからなる世帯は対象外です。

支給額 1世帯あたり10万円（上記①、②問わず1世帯につき1回限り）

支給手続き ①対象見込みの世帯へ「**確認書**」を送付していますので、内容をご確認のうえ、返送してください。（令和3年1月2日以降の転入者は、3月上旬以降に順次送付予定）

②**申請が必要です**。申請書に必要事項を記入し、9月30日（金）までに添付書類とともに郵送で提出してください。

※ 申請書は市役所本庁舎、各支所、函館市社会福祉協議会、ハローワークで配布しています。

お問合せ 住民税非課税世帯等への臨時特別給付金に係るコールセンター

☎0120-685-667 平日 午前9時～午後5時

～申請期限は3月31日～ 子育て世帯への臨時特別給付金

18歳以下の児童を養育する子育て世帯へ臨時特別給付金を支給しています。申請期限は、3月31日（木）（必着）です。

まだ申請されていない方は、お早めに手続きをしてください。（**申請不要の児童手当受給世帯の方には支給済**）

給付要件（次のいずれかに該当する方）

▷令和3年9月30日に本市に住民登録があり、同日において高校生（平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ）のみを養育し、令和2年分所得が児童手当の所得制限限度額以内の方

▷新生児（令和4年3月31日出生まで）を養育し、令和2年分所得が児童手当の所得制限限度額以内の方
（3月末に出生した新生児につきましては、**出生日翌日から15日以内に申請してください。**）

▷令和3年9月分の児童手当を受給している公務員の方（特例給付受給者を除く）

※ 令和3年10月～令和4年2月までに離婚等（離婚協議中で別居している場合を含む。）により、3月分児童手当受給者となった方、令和3年10月以降に離婚等で高校生を養育することとなった方で、元の受給者から本給付金を受け取っていない場合、支給対象となる場合がありますので下記専用ダイヤルへご連絡ください。

給付額 対象児童1人につき10万円

申請方法 郵送または子育て支援課（市役所2階）、各支所窓口へ提出してください。申請書は、各窓口で配布するほか、市のHPからダウンロードできます。

郵送先 〒040-8666 函館市東雲町4番13号 函館市子育て支援課給付金担当

申請期限 3月31日（木）（必着）

お問合せ 子育て支援課臨時特別給付金専用ダイヤル ☎21-3914

🌐<https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/2021113000013/>



新型コロナウイルス感染症の影響により保険料の納付が困難な方へ （国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料の減免）

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した場合、保険料を減免する制度があります。詳しくは市のHP、決定通知書に同封または記載している案内をご覧ください。

対象世帯

▷新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯

▷新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の令和3年の給与収入・事業収入・不動産収入・山林収入のいずれかが令和2年に比べて3割以上減少した世帯（前年合計所得に一定の上限あり）

該当すると思われる方は、下記専用ダイヤルへお問合せください。対象要件を確認した後、申請書を送付します。

※ **お電話の際は、保険証と令和2年・3年の収入がわかる書類をお手元にご用意ください。**

申請期限 3月31日（木）

お問合せ ▷国民健康保険料・後期高齢者医療保険料＝国保年金課減免専用ダイヤル ☎21-3906

▷介護保険料＝介護保険課減免専用ダイヤル ☎21-3977